

公立大学法人横浜市立大学医学部麻薬・向精神薬取扱要綱

(保管取扱について)

第1条 麻薬研究者は、麻薬・向精神薬の管理に責任を持ち、管理及び取扱に関して指導及び助言を行う。

2 麻薬研究者は、麻薬・向精神薬の保管及び管理状況を定期的に点検する。

(保管等)

第2条 麻薬・向精神薬は、盜難及び事故防止のため、次の各号の定めるところにより適正に保管し、管理する。

(1) 医学部の教室内に保管する。

(2) 麻薬は、麻薬専用の堅固な保管庫に施錠して保管する。この保管庫は、容易に移動できないよう固定するか、又は重い金属製保管庫（重量金庫）で、かつ、3回合わせ以上のダイヤル錠のついたもの、又はこれと同等以上の防犯機能のあると判断される保管庫とする。

(3) 麻薬の保管庫には、麻薬以外のものを保管してはならない。

(4) 向精神薬は、従事者が常時出入りする等、注意をしている場合以外は施錠して保管する。

(5) 麻薬及び向精神薬の保管場所の鍵は、麻薬研究者又はその代行者が常に携帯することとし、特定の場所に保管してはならない。

(事故及び事故後の措置)

第3条 麻薬研究者は、保管する麻薬及び向精神薬が紛失、強奪、脅取及び盜難等の事故（以下「事故」という。）が発生した場合、若しくはその所在が不明となったときは、速やかに神奈川県薬務課に連絡するとともに、医学教育推進課へ連絡する。

2 前項の事故の連絡を受けた医学教育推進課は、必要な調査を行うとともに、速やかに医学部・医学研究科合同運営会議に報告する。

(事故の届出)

第4条 強奪、脅取及び盜難等が明らかである事故が生じた場合は、麻薬研究者は速やかに金沢警察署へ必要な届出を行い、同時に麻薬事故届（様式1）又は向精神薬事故届（様式2）により神奈川県薬務課に届け出る。

(その他)

第5条 麻薬について、この要綱に定めのない事項は、別途細則に定めるものとする。

2 向精神薬について、この要綱に定めのない事項は、別途医学部・医学研究科合同運営会議にて定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成23年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

様式1

麻薬事故届

免許証の番号	第	号	免許年月日	年月日
免許の種類				
麻薬業務所	所在地			
	名称			
事故が生じた麻薬	品名	数量		
事故発生の状況 〔 事故発生年月日 場所、事故の種類 〕				
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。				
年月日				
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)				
氏名 (法人にあっては、名称)				
印				
神奈川県知事 殿				

様式2

向 精 神 薬 事 故 届

免 許 証 の 番 号	第 号	免 許 年 月 日	年 月 日
免 許 の 種 類			
向 精 神 薬 営 業 所	所在 地		
	名 称		
事 故 が 生 じ た 向 精 神 薬	品 名	数 量	
事故発生の状況 (事故発生年月日 場所、事故の種類)			
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。			
年 月 日 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)			
届出義務者続柄			
氏名 (法人にあっては、名称)			(印)
神奈川県知事 殿			
連 絡 先 電 話 番 号	()		